

平成27年3月議会

保健病院委員会 資料

- | | | | | |
|---|--------------------|-----|---|----|
| 1 | 平成27年度 暫定予算（案）条例議案 | ・・・ | P | 1 |
| 2 | 条例議案 | ・・・ | P | 2 |
| 3 | 平成27年度 3月補正予算（案） | ・・・ | P | 11 |

保健福祉局

平成27年度暫定予算規模

＜一般会計＞

〔議案第1号〕

(単位:千円、%)

款 別	27年度暫定予算 (A)	構成比	26年度当初予算 (B)	構成比	前年度比 (A)／(B)
3款 保健福祉費	41,979,089	23.9	149,131,641	27.5	28.1
6款 労働費	36,545	0.0	130,759	0.0	27.9
保健福祉局 合計	42,015,634	24.0	149,262,400	27.5	28.1
市全体一般会計 合計	175,389,000	100.0	542,102,000	100.0	32.4

＜特別会計＞

〔議案第2、3、18、22号〕

(単位:千円、%)

会 計 別	27年度暫定予算 (A)	構成比	26年度当初予算 (B)	構成比	前年度比 (A)／(B)
国民健康保険特別会計	34,053,000	21.7	119,144,000	17.2	28.6
一人当たり平均保険料(年額) (医療分+支援金分)	68,988円	—	71,104円	—	97.0
一人当たり平均保険料(年額) (介護納付金分)	17,217円	—	20,085円	—	85.7
一般会計繰入金	4,766,000	—	13,913,000	—	34.3
介護保険特別会計	22,549,000	14.4	89,393,600	12.9	25.2
一人当たり保険料基準額(年額)	68,400円	—	63,240円	—	108.2
一般会計繰入金	3,058,826	—	12,881,805	—	23.7
後期高齢者医療特別会計	1,626,000	1.0	14,654,000	2.1	11.1
一人当たり平均保険料(年額)	79,924円	—	79,924円	—	100.0
一般会計繰入金	273,855	—	3,452,162	—	7.9
食肉センター特別会計	151,500	0.1	577,000	0.1	26.3
一般会計繰入金	49,661	—	216,091	—	23.0
保健福祉局 合計	58,379,500	37.2	223,768,600	32.3	26.1
市全体特別会計 合計 (含む企業会計)	157,006,970	100.0	693,761,821	100.0	22.6

＜予算総額＞

(単位:千円、%)

	27年度暫定予算 (A)	構成比	26年度当初予算 (B)	構成比	前年度比 (A)／(B)
保健福祉局 総計	100,395,134	30.2	373,031,000	30.2	26.9
市予算 総計	332,395,970	100.0	1,235,863,821	100.0	26.9

議案第31号

「北九州市手数料条例」の一部改正について（保健福祉局所管分）

1 改正理由

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）」により、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」が改正され、これまで都道府県にあった権限・事務が、保健所設置市に移譲されることとなったため、移譲される事務に係る手数料の額を定める必要がある。

2 改正内容

権限移譲に伴い、高度管理医療機器等販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査等の手数料を徴することとなったため、北九州市手数料条例の別表を改正し手数料額を定めるもの。

内容	根拠条項	手数料（円）
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の <u>許可の申請</u> に対する審査	法第39条第1項	1件につき 29,000円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の <u>許可の更新の申請</u> に対する審査 (※6年ごとに許可の更新が必要)	法第39条第4項	1件につき 11,000円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の <u>許可証の書換え交付</u>	令第45条第1項	1件につき 2,000円
高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の <u>許可証の再交付</u>	令第46条第1項	1件につき 2,900円

3 施行期日

平成27年4月1日

1 改正理由

(1) 北九州市介護保険条例

① 介護保険料の改定

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、介護保険法（以下、「法」という。）により、市町村が介護保険事業計画期間（3年間）ごとに条例で定めることとされていることから、第6期介護保険事業計画（平成27年度～29年度）における第1号被保険者の保険料を定めるもの。

② 公費負担による負担軽減

法改正により、低所得者の保険料について公費負担（国1/2、県1/4、市1/4）による軽減が実施されることとなったため、関係規定を新たに設けるもの。

③ 地域支援事業の見直し

法改正により、新たに介護予防・日常生活支援総合事業が創設されたため、関係規定を改めるもの。

(2) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例

法改正に伴い、条項ずれが生じたため、関係規定を改めるもの。

(3) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

平成24年度に創設された「複合型サービス」の名称が、平成27年4月から「看護小規模多機能型居宅介護」に改められることとなったため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 北九州市介護保険条例

① 第6期介護保険料の改定等（第10条関係）

本市における第6期保険料は、国の標準段階の見直しを踏まえつつ、負担能力に応じた保険料設定のため、

- ・第1段階と第2段階を統合して「新第1段階」（保険料率0.5）を設定、
- ・第5段階（保険料率1.15）と第6段階（保険料率1.25）の間に、新たな段階（保険料率1.2）を設定

するもの。

【第6期介護保険料の段階設定】

段階	対象	年間保険料額
第1段階	生活保護受給者等 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	34,200円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人	47,880円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の人	51,300円

第4段階	本人が市民税非課税の人（世帯の中に課税者がいる場合）で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	61,560円
第5段階 (基準額)	本人が市民税非課税の人（世帯の中に課税者がいる場合）で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超	68,400円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	78,660円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上160万円未満の人	82,080円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が160万円以上190万円未満の人	85,500円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	102,600円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の人	119,700円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	136,800円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が600万円以上の人	143,640円

② 公費負担による保険料負担軽減（第10条関係）

法改正により、消費税による公費（国1/2、県1/4、市1/4）を投入して低所得者の保険料軽減が実施されることとなったが、具体的な軽減幅については、3月末に公布予定の政令で示されることとなっていることから、当該軽減額について規則（北九州市介護保険の実施に関する規則）に委任する規定を設けるもの。

③ 介護予防・日常生活支援総合事業（第9条の2関係、付則関係）

法改正により、要支援の認定を受けた方が利用する訪問介護・通所介護について、全国一律の保険給付から市町村が実施する地域支援事業に移行することとなったため、関係規定を改めるとともに、当該事業の開始時期を市長の定める日とするもの。

(2) 北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（別表第4関係）

① 条項ずれの整理

別表第4に引用している法の一部改正に伴い、条項ずれが生じるため、「第8条の2第9項」を「第8条の2第7項」に改めるもの。

(3) 北九州市介護サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

① 複合型サービスの名称変更（別表第1～3関係）

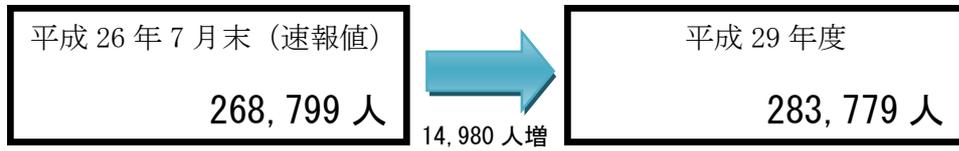
平成24年度に創設された「複合型サービス」の名称を、同サービスの定義について定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、「看護小規模多機能型居宅介護」に改めるもの。

3 施行期日

平成27年4月1日

第6期介護保険事業計画と第6期介護保険料（概要）

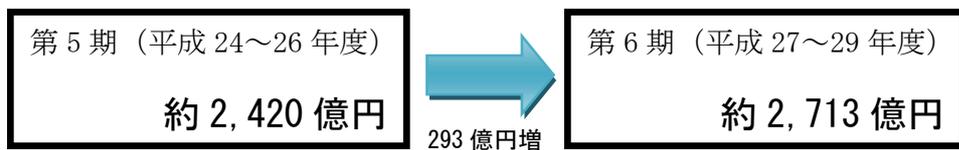
◆第1号被保険者数の見込み



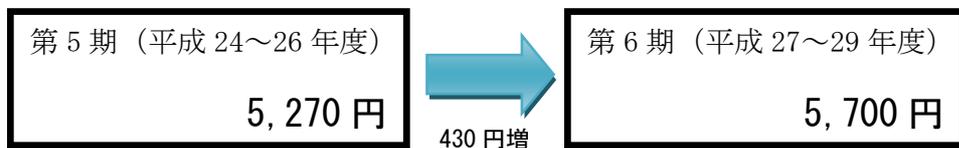
◆要介護認定者数の見込み



◆保険給付費・地域支援事業費の見込み



◆保険料基準額（月額）

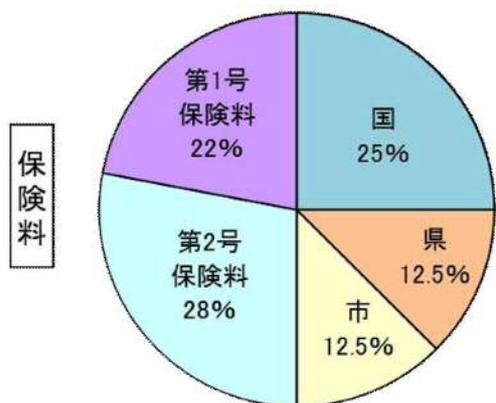


（参考）
全国平均

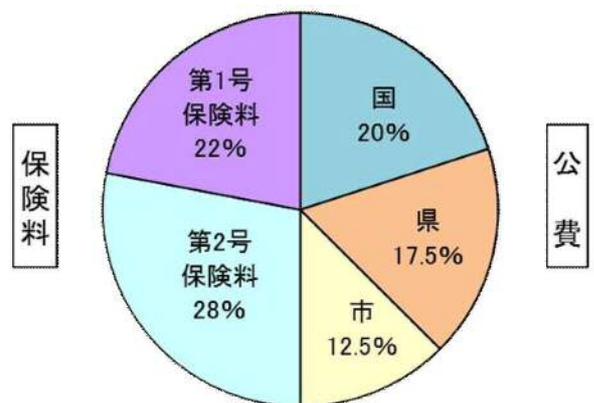


※財務省試算による

（参考）保険給付費の負担割合



【居宅給付費】



【施設等給付費】

第6期介護保険料の設定イメージ

◆第5期(平成24～26年度)の保険料段階

保険料率	第1段階	第2段階	第3段階 (特例段階)	第3段階	第4段階 (特例段階)	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階
		0.5	0.6	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.25	1.5	1.75	2.0
対象範囲	本人が市民税非課税						本人が市民税課税					
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 147万円未満	合計所得金額 147万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上	
第5期保険料 (月額)	約2,640	約3,170	約3,690	約3,960	約4,750	5,270	6,060	約6,590	約7,910	約9,230	10,540	約11,070

◆第6期(平成27～29年度)の保険料段階

保険料率	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階
		0.5(0.45)	0.7	0.75	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0
対象範囲	本人が市民税非課税					本人が市民税課税						
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に市民税課税者がいる								
	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超 120万円以下	年金収入等 120万円超	年金収入等 80万円以下	年金収入等 80万円超	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 190万円未満	合計所得金額 190万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
第6期保険料 (月額)	2,850 (2,570)	3,990	約4,280	5,130	5,700	約6,560	6,840	約7,130	8,550	約9,980	11,400	11,970

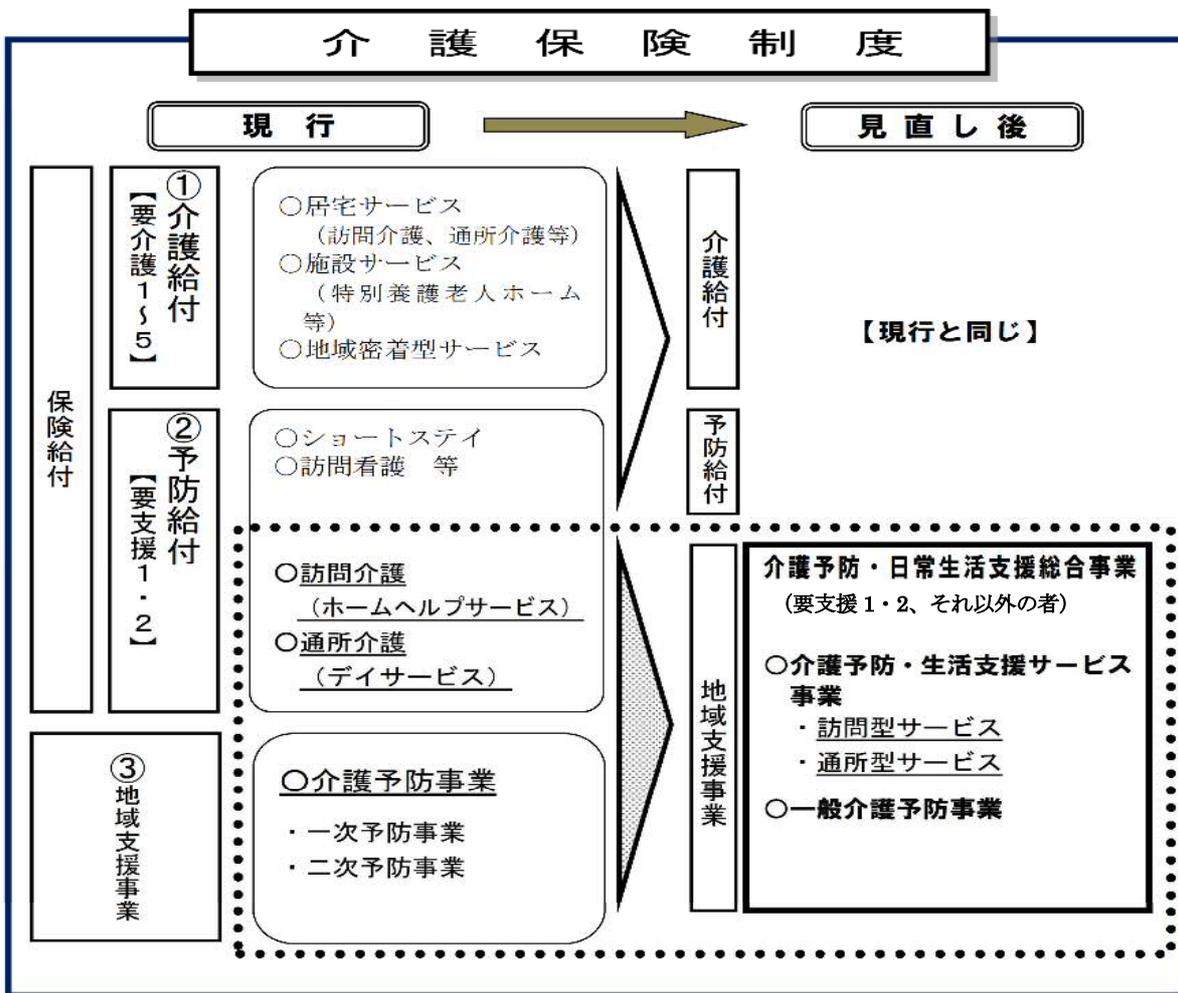
【第6期の変更点】
◆第1段階と第2段階の統合◆
「第1段階」と「第2段階」を統合し、「第1段階」とする。
※保険料率は0.5

【「公費による低所得者の保険料軽減」の部分実施】
予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方(第1段階)を対象に部分的な実施となりました(図の網掛け部分)。
※消費税率10%への引き上げが行われる平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体(第1段階～第3段階)を対象として完全実施される予定です。

【第6期の変更点】
◆第7段階の新設◆
合計所得金額120万円以上160万円未満の段階を新たに設定。
※保険料率は1.2

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の実施について

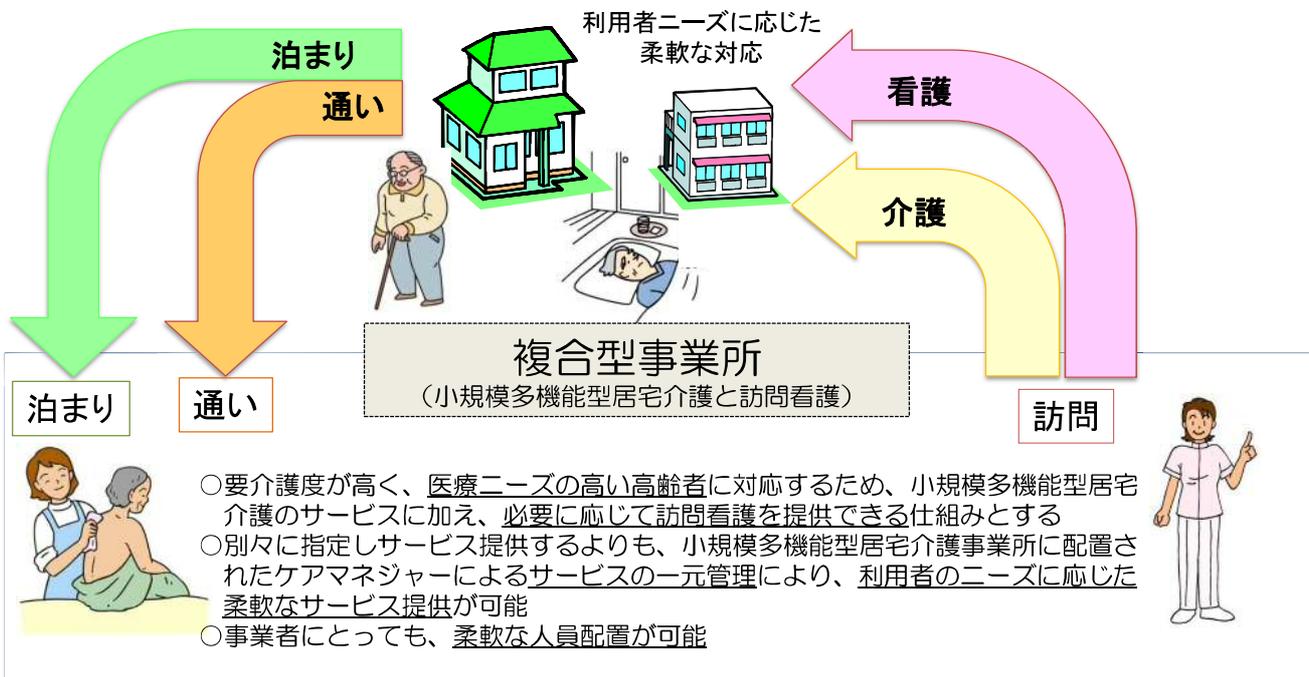
- 予防給付のうち訪問介護と通所介護について、市町村が地域の実情に応じ、(住民主体の取り組みを含めた)多様な主体による柔軟な取り組みにより、効果的かつ効率的に多様なサービスの提供ができるよう、地域支援事業へと段階的に移行。(介護予防・日常生活支援総合事業 [新しい総合事業])
- なお、平成27年4月に法律施行となるが、平成29年度末までの経過期間が設けられている。



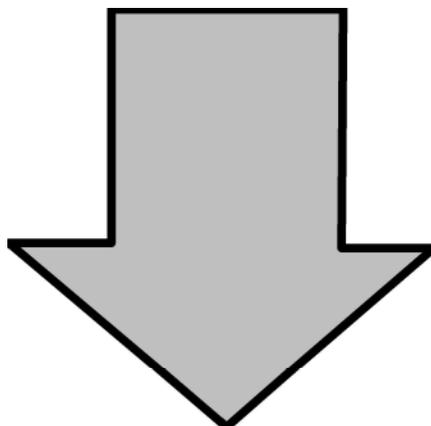
<本市における「新しい総合事業」実施までのスケジュール>

年度	内容
平成26年度～	新しい総合事業の制度設計
平成27年度～	サービスの基盤整備、ケアマネジメント体制の強化等 広報等による市民・事業者への周知
平成28年度中	新しい総合事業の実施

複合型サービス



出典：第74回社会保障審議会介護給付費分科会(2011年5月13日) 資料2



平成27年4月1日～
「看護小規模多機能型居宅介護」へ名称変更

1 改正理由

食品関係営業者が講ずべき衛生措置の基準（管理運営基準）については、厚生労働省が技術的助言として示した「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針（ガイドライン）」の内容を踏まえ、各自治体が条例で定めている。

今般、国のガイドラインの改正が行われたことから、条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

(1) HACCP導入型の管理運営基準の新設

食品の製造又は加工における衛生管理方式の国際標準として広く普及しているHACCPの導入を国内で推進するため、現行の管理運営基準に、新たにHACCP導入型の管理運営基準を追加する。

営業者が実施すべき衛生管理は、現行の管理運営基準とHACCP導入型の管理運営基準のいずれかの基準によるものとする。

(2) 保健所への報告規定に係る対象の追加

平成25年12月末に発生した冷凍食品への農薬混入事案を踏まえ、食品関係営業者が保健所長に報告を要する場合として、食品等による異味又は異臭の発生、異物の混入その他の苦情であって、健康被害につながるおそれが否定できないものを受けた場合を追加する。

(3) ノロウイルス食中毒対策に係る規定の追加、食品取扱者の就業制限規定の改正

- ① ノロウイルスによる食中毒予防の観点から、施設や食品取扱者の衛生管理として「施設内でおう吐等があった場合、汚染された施設、設備及び機械等は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること」や「使い捨て手袋を使用する場合には交換を行うこと」等を追加する。
- ② 食品に直接接触する作業への就業制限の対象として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）と同様に、新型インフルエンザ等感染症を追加する。

3 施行期日

平成27年4月1日

HACCP導入型の管理運営基準に係る施行時期については、本市を除く政令指定都市19市のうち14市が平成27年4月1日の施行を予定している。

（4政令市は平成27年7月1日の施行を予定。1政令市は現在改正検討中。）

【参考】HACCP（危害分析・重要管理点方式、Hazard Analysis and Critical Control Pointの略称）

原材料の受入れから最終製品までの作業工程を統一し、各工程ごとに、

- ① 微生物、化学物質、金属の混入などの潜在的な危害要因を分析・特定（危害要因の分析：Hazard Analysis）した上で、
- ② 危害の発生防止につながる特に重要な工程（重要管理点：Critical Control Point）を継続的に監視・記録する

食品の製造又は加工における衛生管理方式。

議案第63号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

1 保険料の賦課限度額の引き上げ (第13条、第14条の9、第14条の14関係)

- 国保保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分でそれぞれ、賦課限度額を定めており、その限度額について、下記のとおり引き上げるもの。

区 分	内 容			
医療分 (第13条)	51万円	→	52万円	(+1万円)
後期高齢者支援金分 (第14条の9)	16万円	→	17万円	(+1万円)
介護分 (第14条の14)	14万円	→	16万円	(+2万円)
計 (医療+後期+介護)	81万円	→	85万円	(+4万円)

2 保険料の軽減判定所得基準の緩和 (第20条関係)

- 国保保険料の均等割及び平等割については、世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減を行っており、そのうち、5割軽減、2割軽減の判定基準を緩和する。

条例	軽減割合	現行	改正後
		軽減の基準 (前年中所得)	軽減の基準 (前年中所得)
第20条 第1項	5割	世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が、 33万円 + (24万5千円 × 加入者数) 以下	世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が、 33万円 + (26万円 × 加入者数) 以下
第20条 第2項	2割	世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が、 33万円 + (45万円 × 加入者数) 以下	世帯主および世帯に属する被保険者の所得の合計が、 33万円 + (47万円 × 加入者数) 以下

3 その他 (第9条、第10条の3関係)

- 保健事業の条項ずれの改正
法第72条の4 ⇒ 法第72条の5

4 施行期日

平成27年4月1日

平成26年度3月補正予算総括表

保健福祉局

○議案第53号「平成26年度 北九州市一般会計補正予算（第4号）」のうち保健福祉局所管分

【歳出補正】「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）」P. 14～15 （単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
3.2.6	人権行政推進費	462,906	35,600	498,506
	地域交流センター整備事業 【概要】北方地域交流センターの大規模改修を実施する。 （工事内容）外壁塗装・屋上防水	12,933	35,600	48,533
3.3.3	予防費	2,991,351	3,300	2,994,651
	エボラ出血熱対策事業 【概要】平成26年3月以降、西アフリカ3か国を中心にエボラ出血熱が流行している状況を踏まえ、本市において発生した場合、適切かつ必要な対策を講じるため、国の動きに準じて、平成26年度の3月補正予算の要求を行うもの。	0	3,300	3,300
3.5.1	保健所費	865,110	86,300	951,410
	働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業 【概要】がん検診の受診率向上を推進し、がんの早期発見につなげるため、平成25年度に子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポンの配布を受けたが未受診である者へ検診費用の助成を行う。また、クーポンで受診した者に対しては、受診勧奨を行うもの。	0	86,300	86,300
合 計			125,200	

【歳入補正】「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）」P. 4 （単位：千円）

款 項 目	補正内容	補正前の額	補正額	補正後の額
16.2.2	保健福祉費国庫補助金	6,122,349	27,758	6,150,107
	地域交流センター施設整備費	6,354	17,440	23,794
	エボラ出血熱対策事業費	0	435	435
	働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業費	0	9,883	9,883
合 計			27,758	

【繰越明許費(追加)】「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）」P. 26～27 （単位：千円）

款 項 目	事業名	翌年度繰越額	繰越の理由
3.2.5	養護老人ホーム整備補助事業	120,000	関係者との調整等に日時を要したため
3.2.6	地域交流センター整備事業	35,600	適正な工期を確保できないため
3.2.7	社会福祉施設等施設整備事業	92,321	関係者との調整等に日時を要したため
3.3.3	エボラ出血熱対策事業	3,300	適正な事業期間を確保できないため
3.5.1	働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業	86,300	適正な事業期間を確保できないため
合 計		337,521	

○議案54号「平成26年度 北九州市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」

【歳出補正】「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）」P. 42 (単位：千円)

款 項 目	補正内容	補正前の額	補 正 額	補正後の額
9.1.5	償還金 【概要】療養給付費等負担金は国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営を図るため、国が定率の負担（32%）を行うものである。 概算で交付されていた平成25年度療養給付費等負担金の超過分の返還を行うもの。	10	926,000	926,010
合 計			926,000	

【歳入補正】「平成26年度 北九州市補正予算に関する説明書（3月議会提出）」P. 42 (単位：千円)

款 項 目	補正内容	補正前の額	補 正 額	補正後の額
9.1.1	繰越金 【概要】平成25年度決算に伴う剰余金を償還するために計上するもの。	10	926,000	926,010
合 計			926,000	